

四日市市建築審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月23日

四日市市長 田中俊行

四日市市条例第23号

四日市市建築審査会条例の一部を改正する条例

四日市市建築審査会条例（昭和52年四日市市条例第46号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(組織) 第2条 (略) <u>2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> <u>3 委員は、再任されることができる。</u> <u>4 委員は、任期が満了した場合には、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。</u>	(組織) 第2条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に在任する四日市市建築審査会の委員は、その四日市市建築審査会の委員としての任期中に限り、なお従前の例により在任するものとする。

(都市整備部建築指導課)